

令和5年度 旧三瀨全町土地改良区工区賦課金の賦課徴収時期及び方法議決の件

(令和5年3月29日開催の第86回通常総代会決議)

(1) 令和5年度工区賦課金については、下記期日までに納入方お願い致します。

全期 令和5年8月31日(賦課面積基準日:7月31日)

(2) 令和5年度賦課金の徴収方法は下記のとおりと致しました。

①現金徴収及び口座振替 ②賦課金の計算方法は10円単位まで

令和5年度 賦課基準は下記のとおりとなりました

賦課金の種類	賦課地域(工区又は地区)	賦課金(年/10a)
工区賦課金	県営圃場整備事業「第一工区」	3,000円
	県営圃場整備事業「第二工区」	3,000円
	県営圃場整備事業「第三工区」	3,000円
	県営土地改良総合整備事業「三瀨地区」	2,500円
	県営低コスト圃場整備事業「生岩地区」	2,500円

※工区賦課金とは・・・圃場整備ポンプ電気料・ポンプ管理料・修繕費・その他

③旧三瀨全町土地改良区に係る賦課金は、旧三瀨全町土地改良区賦課面積で計算します

④旧三瀨全町土地改良区に係る賦課令書は従前の様式になります

令和5年度 県営施設維持管理事業「三瀨全町地区」特別会計収支予算書

(令和5年3月29日開催の第86回通常総代会決議)

収入

(単位:円)

収入科目	収入額	収入内容	率(%)
工区賦課金	19,620,000	県営第一・二・三工区 土地総・低コスト	20.99
事業補助金	2,850,000	久留米市補助	3.05
適正化交付金	2,700,000	適正化事業交付金(事業費300万の90%)	2.89
雑収入	250,000	預貯金利息・過年度徴収金・外	0.27
繰越金	68,040,000	各工区・特別賦課金・耕作条件改善事業	72.80
収入合計	93,460,000		100.00

支出

(単位:円)

支出科目	支出額	支出内容	率(%)
維持管理費支出	29,770,000	電力料・修繕浚渫費・ポンプ操作管理費・外	31.85
適正化事業費支出	3,240,000	揚水機吸水管修繕・事務負担金・諸経費	3.47
適正化事業拠出金支出	500,000	加入事業3箇所	0.53
一般管理費支出	1,550,000	費用弁償費・郵送料・手数料・修理費・外	1.66
器具備品取得支出	250,000	備品費・外	0.27
次年度繰越金	58,150,000	各工区・特別賦課金・耕作条件改善事業	62.22
支出合計	93,460,000		100.00

旧三瀨全町土地改良区に関するお問い合わせ先(〒830-0112 久留米市三瀨町玉満3690-1)

筑後川土地改良区三瀨全町管理室(旧三井寺揚水機場東側) ☎・FAX0942-64-2019